



序 章

立地適正化計画の概要

1. 立地適正化計画とは

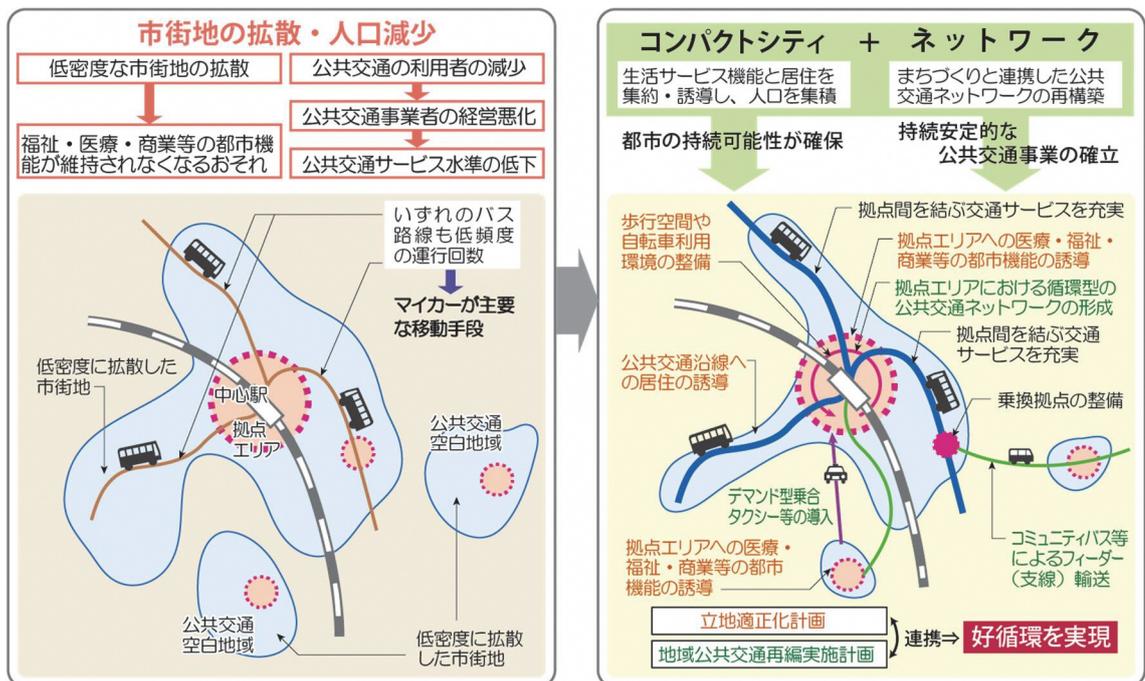
日本の総人口は平成20(2008)年をピークに減少に転じ、全国的な人口減少局面を迎えています。これまでのような人口増加を前提としたまちづくりでは、持続可能な都市経営を実現することが困難となっています。

このような状況を受け、居住や「医療施設・福祉施設・子育て施設・商業施設」がまとまって立地し、住民等がこれらの施設に公共交通によりアクセスできるような「コンパクト・プラス・ネットワーク」を目指したまちづくりへの転換を図ることが国の重要課題とされています。

これらの課題を解決するため、平成26(2014)年に都市再生特別措置法が改正され、「コンパクト・プラス・ネットワーク」を実現するための計画として「立地適正化計画」が制度化されました。

「立地適正化計画」は、都市計画法を中心とした従来の土地利用計画に加え、都市の現況を分析・把握し、将来を見据えた上で、医療・福祉・商業等の様々な都市機能や居住機能等を適正な場所に誘導・集約していくための具体的な取組みを推進するものです。

■立地適正化計画のねらい

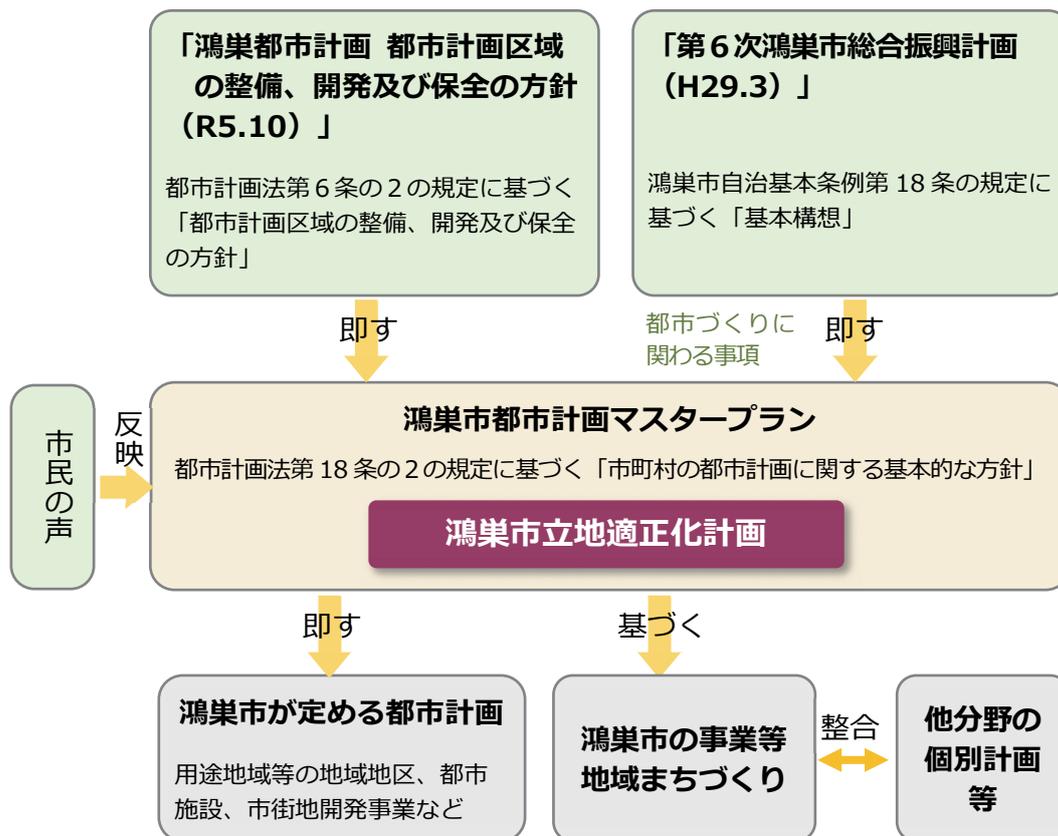


立地適正化計画作成の手引き(国土交通省 令和5年3月改定)を参考に作成

2. 計画の位置づけ

鴻巣市立地適正化計画(以下、「本計画」という。)は、都市再生特別措置法第82条に基づき、「鴻巣市都市計画マスタープラン」の一部とみなします。そのため、鴻巣市都市計画マスタープランと同様に、「第6次鴻巣市総合振興計画」と「鴻巣都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して定めます。

■本計画の位置づけ

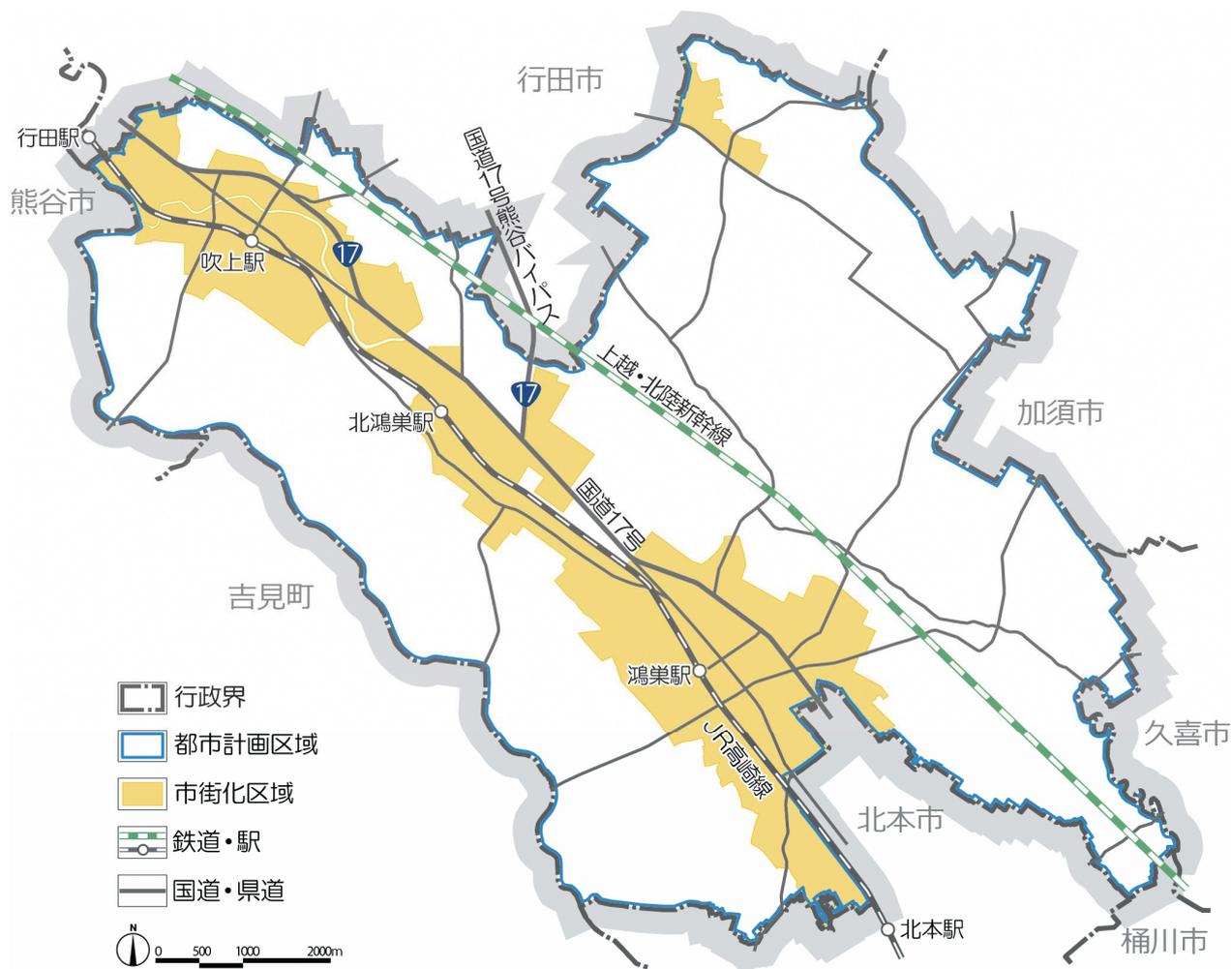


3. 計画対象区域

立地適正化計画の計画対象区域は、都市再生特別措置法第81条第1項に基づき、都市計画区域の全域となります。

本市においては、市全域(6,744ha)が都市計画区域であるため、市全域を本計画の対象区域とします。

■計画対象区域



4. 計画期間

本計画は、最新の国勢調査年次である令和2(2020)年を基準年次とし、基準年次から概ね20年後となる令和22(2040)年度を目標年次とします。

目標年次：令和22(2040)年度

5. 計画の構成

本計画では、まちづくりの基本方針を定め、誘導区域と誘導施設を設定し、具体的な誘導施策を整理します。また、誘導区域における防災・減災を図るために防災指針を策定します。計画の策定にあたっては、現況把握や上位計画・関連計画との整合及び調整を図ります。立地適正化計画に定めるべき事項と計画策定の流れは、次に示すとおりです。

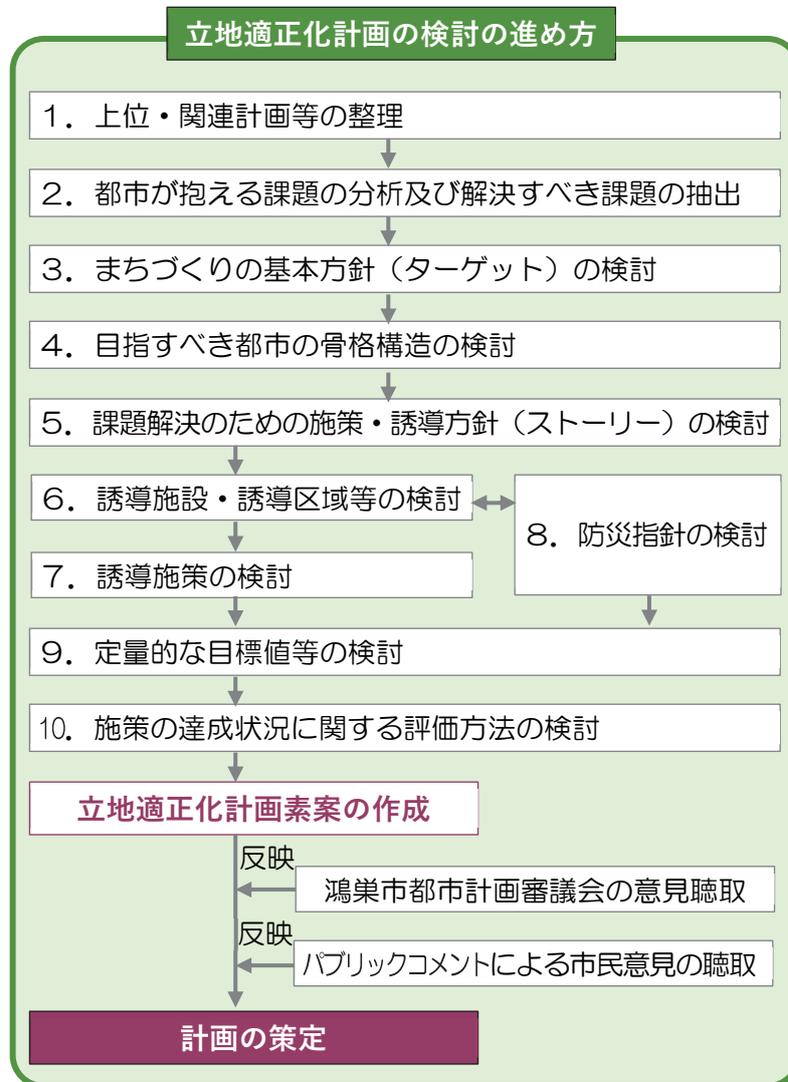
■立地適正化計画で定めるべき事項

《定めるべき事項・都市再生特別措置法第81条第2項》

- 1) 住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針
- 2) 都市の居住者の居住を誘導すべき区域（以下、「居住誘導区域」という。）及び居住環境の向上、公共交通の確保その他の当該居住誘導区域に都市の居住者の居住を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項
- 3) 都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域（以下、「都市機能誘導区域」という。）及び当該都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき都市機能増進施設（以下、「誘導施設」という。）並びに必要な土地の確保、費用の補助その他の当該都市機能誘導区域に当該誘導施設の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項（次号に掲げるものを除く。）
- 4) 都市機能誘導区域に誘導施設の立地を図るために必要な次に掲げる事業等に関する事項
 - イ 誘導施設の整備に関する事業
 - ロ イに掲げる事業の施行に関連して必要となる公共公益施設の整備に関する事業、市街地再開発事業、土地区画整理事業その他国土交通省令で定める事業
 - ハ イ又はロに掲げる事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事務又は事業
- 5) 第二号若しくは第三号の施策又は前号の事業等の推進に関連して必要な事項
- 6) 前各号に掲げるもののほか、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るために必要な事項

出典：都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)

■鴻巣市における立地適正化計画策定の流れ



出典:立地適正化計画作成の手引き(国土交通省 令和5年3月改定)を参考に作成

